

2025年7月17日

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志 様

山口県高等学校教員組合
執行委員長 石 田 高 士

女性部長 河 本 厚 子

□重点要求

女性教職員の勤務条件・母性保護の拡充を求める要求書

憲法と教育の条理に基づく山口県の民主教育推進のためのご尽力に敬意を表します。

さて、ジェンダー平等社会実現にむけて、いっそうの雇用環境の整備・雇用慣行の是正、子育て支援策が求められています。こうしたなかで女性教職員の待遇・勤務条件、母性保護などの改善はますます重大になっています。

つきましては、女性教職員の働く権利を保障し、ゆきとどいた教育をすすめるために、下記について要求しますので、誠意をもって交渉に応じ、要求実現にご尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 男性並みに働くことが男女共同参画社会を実現することにはならないという認識に立ち、新規採用・人事での男女のバランス・管理職起用などで女性教職員の人権が守られる教育行政や学校・職場環境を確立すること。
2. 人事異動は労働条件の重大な変更であり、労使間の重要な「交渉事項」であって、「希望と納得の原則」を尊重すること。
(1) 人事異動は、教育の効果を高め、教育を発展させるための条件整備の一環であり、教育以外の目的で行われてはならない。とりわけ任命権者や管理職等による情実人事や利益誘導人事、思想・信条や性別などによる人権侵害人事・差別人事あるいは、不当労働行為の人事をおこなわないこと。
3. 新たなハラスメント防止指針に基づき、職場内に蔑視や差別的言動のない働きやすい職場環境を整えること。
4. 女性教職員を中心に「多忙化」を主たる要因とする健康破壊の問題は深刻さを増している状態を鑑み、教職員定数を増やして業務負担の軽減を図ること。
5. 産前・産後休暇、育児休業等について次の改善を行うこと。
(1) 産前・産後休暇
① 産休を少なくとも前後10週間に無条件で延長すること。また、産前休暇に入る前の早産は、産後12週間とし、前後の割り振りのずらしができるようにすること。妊娠4カ月未満の流産

に対する休暇保障は最低1カ月とすること。

- ② 産休入りする教職員の代替を、年度当初から、または年度途中に妊娠が判明した場合は妊娠判明時から常勤の「妊娠者加配」を配置し、妊娠者の労働軽減全般に対処できるよう県として必要な人員の確保を保障すること。

(2) 育児休業について

- ① 育休期間中に生活と研修を保障する「休業給」を支給すること。
- ② 育休取得にともなう昇給延伸、退職金における育休除算などの不利益を是正し、完全回復措置を実施すること。
- ③ 育児休業の代替は、臨時的任用や任期付採用でない正規教職員を配置すること。

- (3) 育児時間を、現行90分を120分に延長し、現行1歳6カ月を子どもが満3歳になるまで期間延長すること。

- (4) 産後パパ育休制度の周知徹底を図り、男性が育児のために休みを取得しやすい職場環境を整えること。

6. 生理休暇・更年期障害などについて次の改善を行うこと。

- (1)

健康管理休暇（生理休暇）については、名称の変更について周知・徹底を図るとともに、プライバシーに配慮し、より取得しやすい環境を整えること。

- (2) 更年期障害にともなう特別休暇を最低1カ月保障すること。また、通院保障をすること。

7.

 子の看護休暇について、次の拡充を行うこと。

- (1) 取得期間は各子10日までとすること。
- (2) 子の対象年齢を高校教育終了までとすること。

8.

 誰もがとれる家族看護休暇（3親等までの家族を対象に）5日を新設すること。あるいは、上記「7. 子の看護休暇」の対象を子どもだけでなく、家族にも広げること。

9.

 介護休暇を実効あるものにすること。

- (1) 期間中の給与を保障するとともに、日数を延長すること。また、介護休暇中は長期休業日であっても代替教員を必ず確保すること。
- (2) 申請などの手続きを簡素化し、取りやすい制度とすること。
- (4) 介護欠勤制度の導入、または介護休暇の期間を延長すること。

10. 婦人検診などについて次の改善を行うこと。

- (1) 婦人検診について、枠、実施機関および実施時期を拡大すること。希望する者は全員受診できるようにすること。

(2)

 市町村が実施するものだけでなく、個人で受診する場合も職専免とし、費用補助をすること。

- (3) 骨粗鬆症の検診を希望者全員に拡充すること。40歳以上は全員が受診できるようにすること。

1 1. 職場環境改善のために次の施設設備の改善を行うこと。

(1) 老朽化した施設・設備を調査し、早急に改善すること。

(2) 普通教室以外の特別教室にクーラーを設置すること。

(3) すべての学校に生徒・教員別、男女別に洋式トイレを設置すること。

(4) トイレに換気扇・手すり・暖房便座・洗浄器つきトイレの設置、バリアフリー化など、公立の設備として最低限の条件を整えること。また、多目的トイレを設置すること。

(5) 更衣室は完全に男女別とし、休養室との共用をなくして使いやすいものにすること。

1 2. 新たな研修制度については、簡素化を徹底し、多忙化をまねかないようにすること。

1 3. 不妊治療に係る病気休暇を取得しやすく改善すること。また、不妊治療のための欠勤を制度化すること。

1 4. 改正労働安全衛生法の趣旨をふまえ、労働安全衛生体制の充実を図ること。

1 5. 臨時教職員の母性保護を正規教職員に準じて行うこと。

1 6. 養護教諭を大幅に増員すること。

(1) 400人以上の学校、教育「困難」校、中高一貫校には養護教諭を複数配置にすること。総合支援学校には学部ごとに1人配置し、校舎が分かれる場合にはその校舎ごとの在籍人数により配置をすること。また、正規養護教諭の配置を適正にすすめること。さらに、複数配置を単数に減らす場合には事前に養護教諭に説明し、必要な経過措置をとること。

(2) 定時制高校に正規の養護教諭を配置すること。当面、早急に現在の非常勤を常勤にすること。また、現在配置されている非常勤養護教諭の時間数を増やし、週20時間の学校については週25時間に増やすこと。

1 7. 養護教諭の勤務条件や保健室の施設設備を改善すること。

(1) 養護教諭の休憩時間の確保や回復措置などについて、養護教諭の職務の特殊性を踏まえ柔軟に対応すること。

(2) 保健室における相談機能を適正に稼働させるため、相談活動をするスペースや保健室に隣接する相談室の整備をおこなうこと。また、校務用パソコンやタブレット、検診に必要な器具など業務に必要な物品の確保をすること。

(3) 校務支援システムの使用については柔軟に対応すること。新たなシステムを導入する際には、一方的に現場に押し付けるのではなく、事前に関係教職員の意見を十分に反映した上で導入等を決定すること。

1 8. 子どもの健康・発達保障や、安全で教育的な健康診断の実施のために次のことを徹底すること。

(1) 心電図検査や尿検査についても結核検診と同様に県が一括入札とし、生徒数の少ない地域で、入札業者がないという学校がないようにすること。また、学校が希望する日時に検診が実施で

きるような予算措置を講ずること。

(2) 子どもたちの現代的課題や多様化した問題に対応するため、スクールカウンセラーの時間確保、スクールソーシャルワーカーの増員、また、相談のために専門家（精神科・産婦人科・整形外科の医師）を利用できる体制を作ること。

(3) 学校医の委嘱については、学校現場の要望をふまえて、生徒の健康診断や学校保健活動に支障をきたさないよう配慮すること。また、感染防止等健康診断の安全確保のため、歯科や耳鼻咽喉科等の健診器具に関する滅菌については、その校医において実施されるよう県教委より業務委託を行うこと。

19. 養護教諭新規採用者研修については、経験豊富な退職養護教諭等と契約し、専門研修指導者としてその任務にあてること。当面、現行の養護教諭指導員制度に基づき現職養護教諭に委嘱する場合は、業務に見合う業務手当を支給すること。

以上